

平成十二年二月二十四日提出  
質問第一三三号

柔道整復師医療にかかる差別医療用語の改正に関する質問主意書

提出者 富田茂之

## 柔道整復師医療にかかる差別医療用語の改正に関する質問主意書

人口構造の高齢化にともない東洋医学の重要性についての認識が深まっている。医学としての体系は、西洋医学とは異なるものであるが、患者の疾病の治療、また疾病による苦痛の軽減、健康保険の適用という観点からは医療として同様に扱われるべきとの指摘がある。しかし、我が国においては、厚生省の行政指導により柔道整復師医療については、診療に関する「初診・再診・往診」等といった用語についてこの使用を認めず、「初検・再検・往療」等という通常使用されない言葉を使用することとされている。柔道整復師医療の民間医療・東洋医学としての我が国における定着を考えると、こうした差別的な用語の使用については改められるべきと考える。従って次の事項について質問する。

一 東洋医学として我が国に定着している柔道整復師医療について、ことさらに差別的な用語を使用しなければならぬ根拠は何か。

二 一般国民は西洋医学と柔道整復師医療の相違については、十分認識しており、このような差別的な用語の使用を廃止しても何ら不都合は生じないと考える。従って早急に差別的な用語の使用についての行政指導を改めるべきと考えるがどうか

右質問する。